

平成 30 年度 八王子市小児救急医療及び小児病床運営費補助金 交付要綱

(通則)

第 1 条 この要綱は、八王子市と学校法人東海大学、学校法人東京医科大学及び医療法人社団永生会（以下、「補助事業者」という。）の間において、別に締結している「小児救急医療及び小児病床運営費補助に関する協定書」に基づき、各法人が実施する小児救急医療及び小児病床運営費の一部を平成 30 年度の予算の範囲内において補助することについて、必要な事項を定める。

(交付の目的)

第 2 条 都立八王子小児病院移転後に必要な体制として整備を行った小児救急医療体制及び小児病床を維持発展させることを目的とし、八王子市が運営費の一部を負担することにより、市民の生命と健康を守る小児救急医療体制の維持、充実を図ることを目的とする。

(交付対象事業)

第 3 条 補助事業者が実施する小児救急医療及び小児病床運営事業とする。

(交付額)

第 4 条 学校法人東海大学については 1 億円とし、学校法人東京医科大学及び医療法人社団永生会については 5 千万円とする。

(交付対象期間)

第 5 条 交付対象期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(交付申請)

第 6 条 補助事業者は、第 3 条の事業を実施しようとする場合は、必要事項を記載した補助金交付申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添えて、平成 30 年 4 月 1 日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第 7 条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、補助事業の目的及び内容が適正であり、かつ、効果が期待できるか、金額の算定に誤りがないか等について、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

2 前項の規定による審査等の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第 8 条 市長は、前条の規定による交付の決定に際し、補助金に係る予算の執行の適正を図るため、交付の条件を付するものとする。

(補助事業者の責務)

第 9 条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならないが、いやしくも補助金を他の用途へ使用してはならない。

2 補助金に係る予算の執行の適正を図るため、補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めたときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。

3 補助事業者は、前項に規定する資料を、補助事業の完了後、5 年間保存しなければならない。

4 補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

(内容変更等の承認)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の変更等をしようとする場合、速やかに補助事業（変更・中止・廃止）申請書（第 3 号様式）により、市長にその旨を通知し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請が適正であると認めるときは、補助事業（変更・中止・廃止）承諾書（第 4 号様式）により、申請者に通知する。

(事故報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由等を市長に報告し、指示を受けなければならない。

(事業着手及び補助金の請求)

第12条 補助事業者は、第3条の補助対象事業について、平成30年4月1日に事業着手するものとする。また、第7条の交付決定を受けた後に、市長に対し補助金を請求するものとする。

(補助金の支出)

第13条 前条による補助金の請求があったときは、市長は速やかに補助事業者に対し、補助金を支出するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、1か月以内に必要事項を記載した補助事業実績報告書(第5号様式)に必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。第10条の規定により廃止の承認をした場合も、また同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、報告期限を1か月間に限って延長することができる。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の審査、及び必要に応じて現地調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が、補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第6号様式)により、補助事業者にその旨を通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、前条の規定による審査又は調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第14条の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。この場合において、同条中に「1か月以内に」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

(交付決定の取消)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) 前3号のほか、この規則及び他の法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第7条第2項の規定は、第1項の規定により取消をした場合に準用する。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は第13条の規定により補助金の額を確定した場合において、補助事業の当該取消に係る部分又は確定額を超える補助金に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

番 号
平成 年 月 日

八王子市長 石 森 孝 志 殿

住 所
申 請 者
氏 名 印

補 助 金 交 付 申 請 書

次の事業を行いたいので、平成 年度において補助金 円を交付されるよう、平成 年度八王子市小児救急医療及び小児病床運営費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

事業の名称 平成 年度 小児救急医療及び小児病床運営事業						
補助対象事業費の用途	事業の内訳		数量	単価	金額	左の金額中の補助金等の額
		計			(A)	(B)
(A)の財源内訳						
		補助金等 (B)再掲				
補助対象事業の着手年月日及び完了年月日(予定)		着手 平成 年 月 日				
		完了 平成 年 月 日				
		1 事業計画書 (別記様式1) 2 歳入歳出予算書 3 収支計画書 4 その他				

(別記様式1) 第1号様式補助金交付申請関係

平成 年度 小児救急医療及び小児病床運営事業計画書

(事業の目的)

(事業の内容及び効果)

(その他)

表明・確約書

八 王 子 市 長 殿

- 1 当団体は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約（ **いたします ・ いたしません** ）。
 - (1) 八王子市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 同上第3号に規定する暴力団関係者※暴力団関係者とは、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

- 2 当団体は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約（ **いたします ・ いたしません** ）。
 - (1) 暴力団が経営を支配し、又は実質的に経営に関与している。
 - (2) 暴力団を利用している。
 - (3) 暴力団に資金を提供し、又は便宜を供与している。
 - (4) 役員等が、暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している。

- 3 当団体は、暴力団排除を推進するため、下請負又は再委託先業者（下請負又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）に対し、次の各号の措置をとることを表明・確約（ **いたします ・ いたしません** ）。
 - (1) 下請負又は再委託先業者が、現在又は将来にわたって、上記1及び2の各号に該当しないことを確認すること。
 - (2) 下請負又は再委託先業者が上記1及び2の各号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること。

- 4 当団体は、上記1の各号に係る該当の有無の確認のため、当団体の団体名等について市が警視庁に情報を提供することについて同意（ **いたします ・ いたしません** ）。

平成 年 月 日

団 体 名

所 在 地

代表者氏名
(署 名) 印

(注) 必ず代表者**本人**が、1から4までの各項目末尾の（ **いたします ・ いたしません** ）のいずれかを○で囲み、代表者氏名欄への署名、代表者印の押印をお願いします。団体名、所在地については、ゴム印等でも構いません。

八医地収 第 号
平成 年 月 日

殿

八王子市長 石 森 孝 志

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付 補助金交付申請書により申請のあった平成 年度八王子市小児救急医療及び小児病床運営費補助金については、次のとおり決定したので、平成 年度八王子市小児救急医療及び小児病床運営費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助金等交付決定額	円		
補助金等の内訳	補助対象事業	金 額	補 助 金 額
		円	円
		円	
		円	
		円	
	計		円
交付対象事業期間			
交 付 の 条 件			

八王子市長 石 森 孝 志 殿

住 所
申請者
氏 名 印

変 更
補 助 事 業 中 止 申 請 書
廃 止

補助事業の をしたいので、承認願いたく、平成 年度八王子市小児救急医療及び小児病床運営費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

事 業 の 名 称	平成 年度 小児救急医療及び小児病床運営事業		
交 付 決 定 通 知	平成 年 月 日付		第 号
交 付 決 定 額		受領済	
補 助 事 業 の 変 更 事 項	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 ・ 中 止 ・ 廃 止 の 理 由			
変 更 ・ 中 止 ・ 廃 止 の 年 月 日	平成 年 月 日		
添 付 書 類			

第4号様式（要綱第10条関係）

八 収 第 号
平成 年 月 日

殿

八王子市長 石 森 孝 志

変 更
補 助 事 業 中 止 承 諾 書
廃 止

平成 年 月 日付 第 号にて補助事業（変更・中止・廃止）申請のあったことについては、次のとおり承諾したので、平成 年度八王子市小児救急医療及び小児病床運営費補助金交付要綱第10条の規定により、通知します。

事業の名称	平成 年度 小児救急医療及び小児病床運営事業		
交付決定通知	平成 年 月 日付 八 収 第 号		
交付決定額	円	支払済	円
補助事業の変更事項	変更前		
	変更後		
変更・中止・廃止の理由			
備考			

番 号
平成 年 月 日

八王子市長 石 森 孝 志 殿

住 所
申請者
氏 名 印

補 助 事 業 実 績 報 告 書

平成 年 月 日付 ()号により交付決定を受けた事業が完了したので、平成 年度八王子市小児救急医療及び小児病床運営費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり報告します。

事業の名称名		平成 年度 小児救急医療及び小児病床運営事業		
補助金交付決定額		補助金受領済額 (A)		
補助金使用額 (B)		精算額 (A - B)		
補助金使用額の内訳	事業の内訳	支出額	事業の明細	
	計	(C)		(B)
(A)の財源内訳				
		補助金等 (B)再掲		
		計 (C)再掲		
補助対象事業の着手年月日及び完了年月日		着手平成 年 月 日		
		完了平成 年 月 日		
添付書類		1 事業報告書 (別記様式2) 2 歳入歳出決算書 3 収支状況書 4 その他		

(別記様式2) 第5号様式補助事業実績報告関係

平成 年度 小児救急医療及び小児病床運営事業実績書

(事業の成果)

(その他)

殿

八王子市長 石 森 孝 志

補 助 金 確 定 通 知 書

平成 年 月 日付 により実績報告のあった、平成 年度小児救急医療及び小児病床運営費補助金については、平成 年度八王子市小児救急医療及び小児病床運営費補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

交付決定額	
交付済額（A）	
交付確定額（B）	
精算額（B-A）	
備 考	精算額 円については、 年 月 日 交付 します。 までに 返還 います。